

知っていただきたい  
地理的表示「山梨」!

~GI YAMANASHI 清酒の話~

## 「G I YAMANASHI」清酒とは？

「G I YAMANASHI」は、酒類（清酒）の地理的表示です。

※「地理的表示」は、英語で

「Geographical Indication」

であり、「G I」は、その頭文字をとったものです。

### 1 地理的表示制度の概要

酒類や農産品などにおいて、ある特定の産地に特徴的な原料や製法によって造られた商品だけが、その産地名を独占的に名乗ることができる制度です。

- ▶ 産地にとっては、地域ブランド確立による「他の商品との差別化」、消費者にとっては、「一定の品質が確保されていること」が保証されているという効果があります。
- ▶ 我が国では他の産品に先がけ、酒類において初めて地理的表示制度が導入されました（平成6年（1994年））。

### 2 我が国における酒類の地理的表示

酒類の地理的表示は、国税庁長官が指定します。

地理的表示の名称は、正しい産地でない酒類、品質が一定の基準を満たしていない酒類には使用することができません。

「日本酒」も地理的表示です。清酒のうち、原料の米に日本産米を用い、日本国内で醸造したもののみが「日本酒」と表示できます。

### 3 地理的表示（G I）「山梨」について

地理的表示（G I）「山梨」は、山梨県を産地とする酒類の地理的表示です。

平成25年（2013年）7月にワインが、令和3年（2021年）4月に清酒が指定されました。

- ▶ **日本で初めて**、同一産地内において、清酒とワインという異なる酒類区分の地理的表示が指定されました。
- ▶ G Iの使用が認められた清酒は、「G I YAMANASHI」の表記をしています。

「G I YAMANASHI」は、この清酒が「山梨県が産地であること」と「一定の品質基準を満たしたものであること」を保証するものです。

## 「G I YAMANASHI」の成り立ち

### 山梨県の気候・風土

山梨県は、富士山、南アルプス、八ヶ岳、奥秩父など2,000mから3,000m級の山々に囲まれ、県土の約78%を森林が占めています。

富士山を始めとする高い山々に降る雨や雪は、森林を潤しながら長い年月をかけて、山麓の下層にある花崗岩、玄武岩、安山岩等の地層によって自然にろ過されることによりミネラル成分を適度に含んだ伏流水となり、複数の水系を形成しています。水系によって微妙に成分が異なるものの、それぞれが豊かで良質、総じて軽やかさを持つ軟水です。

日本一のミネラルウォーターの産地（日本国内シェア4割）であることが山梨県の水質の良さを物語っています。



### 清酒産地としての山梨県

1796年（寛政8年）には、県内に村造り酒屋、町造り酒屋及び宿場造り酒屋との3形態の造り酒屋があったとの記録があります。

山梨県は江戸幕府直轄の地として、軍事上、あるいは物流上重要であった五街道の一つ「甲州街道」を有し発展してきました。加えて、江戸時代には富士山への信仰登山や日蓮宗の総本山久遠寺がある身延山への参拝が流行しました。夏は暑く冬は寒く、また甲州街道に至っては笹子峠の前後におよそ800mの高低差もあり、このような厳しい気候のもと高低差が続く街道を旅した人々には、塩気を感じさせる料理が大変美味しく感じられたものと考えられ、こうした料理とともに飲用されてきたのが山梨の酒です。このような歴史的背景から、山梨県では、塩気を感じさせる料理にマッチし綺麗に交わる、柔らかで清らかな味わいを持つ酒造りが発達してきました。

高い山々や地層などの恵まれた自然的条件により形成される軟水を仕込み水として使用し、あわせて醸造期である冬の底冷えもあって発酵が穏やかに進むことにより、雑味が少なくほどよい香りとうま味を有す、柔らかで透明感のある清らかな味わいの酒が造られています。



## 清酒の中における「G I YAMANASHI」等

国内では、外国で製造されたものも含め多様な清酒が流通しています。  
 「G I YAMANASHI」は、国税庁長官の指定を受けた生産基準に則って製造され、  
 管理機関による審査に合格した清酒です。

### 「清酒」

清酒は、原料として米・米こうじ・水その他、アルコールや糖類等も使用可能

- ・海外産米を使用して国内で製造したもの
  - ・国内産米を使用して海外で製造したもの
- 「日本酒」として表示不可

### 「G I 日本酒」

清酒のうち、米及び米こうじに国内産米のみを使用かつ国内で醸造、  
 容器詰めしたもの

- ▶ 「清酒」の他に「日本酒」と表示可能

## 「G I YAMANASHI」

### 「山梨の酒」

## 「G I YAMANASHI」

以下を満たすもので管理機関に生産基準を満たしているとして、  
 「G I YAMANASHI」の使用が認められたもの

- ・国内産米（3等以上）のみを使用
- ・山梨県内で採取した水（6水系（南アルプス山麓、八ヶ岳山麓、秩父山麓、富士北麓、富士・御坂及び御坂北麓）のものに限る。）を使用
- ・アルコール添加量を制限
- ・糖類等の使用は不可
- ・製造、貯蔵、容器詰めに至るまで一貫して山梨県内で実施



地理的表示「山梨」の使用が認められた清酒は、  
 酒類の容器又は包装に「G I YAMANASHI」  
 と表示可能。

### 「山梨の酒」

「G I YAMANASHI」のうち以下を満たすもので山梨県原産地呼  
 称日本酒管理委員会の認定を受けたもの

- ・山梨県産米（3等以上）のみを使用
  - ・山梨県が指定する水系の水を使用
  - ・原料は、米、米こうじ及び水のみ（アルコールの使用は不可）
  - ・純米酒は精米歩合 70%以下
- など



「G I YAMANASHI」のうち、更に山梨県  
 原産地呼称日本酒管理委員会の認定を受けたも  
 のは「山梨の酒」と表示可能。

## 「G I YAMANASHI」の管理機関

地理的表示「山梨」の管理機関である山梨県酒造協同組合が官能審査などの品質審査や表示審査を厳格に行っています。

この審査に合格した清酒だけが「G I YAMANASHI」を表示することができます。

### 【地理的表示「山梨」管理機関】

名称 山梨県酒造協同組合

住所 山梨県甲府市国母4-15-5

電話番号 055-224-4368

ウェブサイトアドレス www.yamanashi-sake.jp



### 「G I YAMANASHI」のラベル表示

前ページでもご紹介していますが、地理的表示「山梨」の使用が認められた清酒には、酒類の容器又は包装に「G I YAMANASHI」と表示されています。

※「G I YAMANASHI」の確認を受けたもののうち、原料を山梨県産米に限るなど、より厳しい条件を満たして山梨県原産地呼称日本酒管理委員会の認定を受けたものには、「山梨の酒」を併せて表示できます。



どちらの商品も、「山梨県内の特定の水系の水」を使用して「山梨県内で製造、容器詰め」したことが保証されているんだね。

さらに「山梨の酒」は、山梨県産米のみで造られているんだね。

山梨県のローカルグルメのほうとうや鳥もつ煮と合わせてみよう！



山梨県水系図

## 山梨県の清酒蔵

順号	代表銘柄	蔵元		蔵見学	言語対応	売店	レストラン
1	 太冠 太冠酒造 法人番号 7090001001255	南アルプス市 上宮地	電話番号 055-282-1116 http://www.taikan-y.co.jp	要予約	—	○	×
2	 榊 横内酒造店 法人番号 1090001005096	南アルプス市 上宮地	電話番号 055-282-0038	×	—	○	×
3	 武の井 武の井酒造 法人番号 6090001011313	北杜市高根町 箕輪	電話番号 0551-47-2277	×	—	○	×
4	 八巻 八巻酒造店 法人番号 3090001011365	北杜市高根町 下黒澤	電話番号 0551-47-3130 http://www.yamakishuzou.com	要予約	—	○	×
5	 谷櫻 谷櫻酒造 法人番号 3090002014185	北杜市大泉町 谷戸	電話番号 0551-38-2008 http://www.tanizakura.co.jp	要予約	—	○	×
6	 七賢 山梨醸釀 法人番号 1090001011219	北杜市白州町 台ヶ原	電話番号 0551-35-2236 http://www.sake-shichiken.co.jp/	要予約	—	輪	○
7	 福徳長 福徳長酒類 [葎崎工場] 法人番号 9010001088653	葎崎市穂坂町 宮久保	電話番号 0551-23-5843 http://www.oenon.jp	×	—	×	×
8	 養老 養老酒造 法人番号 8090001008992	山梨市北	電話番号 0553-22-0047 http://fruits.jp/~omoshiro-sakaya/	要予約	—	○	○
9	 萬屋 萬屋醸造店 法人番号 4090001012148	南巨摩郡 富士川町青柳町	電話番号 0556-22-2103 http://www.shunnoten.co.jp	要予約	—	○	×
10	 笹 笹一酒造 法人番号 5090001007923	大月市笹子町 吉久保	電話番号 0554-25-2111 http://www.sasaichi.co.jp/	要予約	—	○	○
11	 甲斐 井出醸造店 井出醸造店	南都留郡富士 河口湖町船津	電話番号 0555-72-0006 http://www.kainokaiun.jp	要予約	英語	輪	×

(注1) 東京国税局ホームページ内の「お酒チャンネル—都三県」より

(注2) 売店欄の「輪」は、輸出酒類販売場の許可を受けた売店のこと

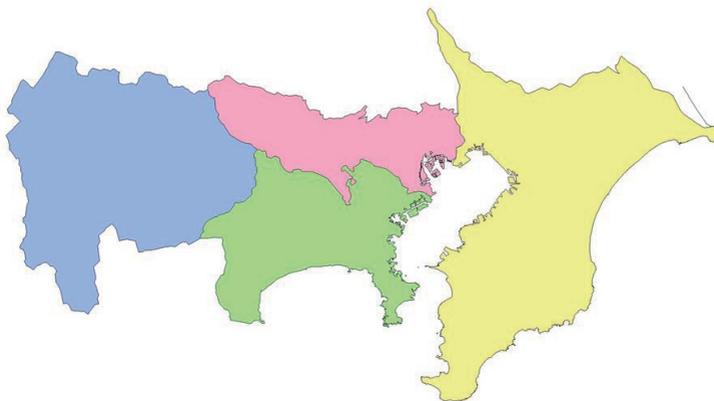
(注3) 「G I YAMANASHI」を使用している蔵元及びその商品については、地理的表示「山梨」管理機関にお問い合わせください。



Japan. "Kampai" to the world.

## お知らせ

山梨県の清酒蔵の情報は、お酒チャンネルー都三県でご覧になれます。



消費者の皆様方に、東京国税局管内（東京都、千葉県、神奈川県及び山梨県）のお酒に関する情報を東京国税局ホームページ内の「お酒チャンネルー都三県」にてお届けしています。

山梨県の清酒蔵のほか、東京国税局管内ー都三県のワイナリー、ブルワリー等や酒類業組合主催のイベント情報もご紹介しています。是非お立ち寄りください。



お酒チャンネル 🔍

<https://www.nta.go.jp/about/organization/tokyo/shiraberu/sakechannel/index.htm>

## 社会保障・税番号制度<マイナンバー>

年末調整と確定申告をもっと簡単・便利に！



国税のマイナンバー制度に関する情報や法人番号の最新情報については、国税庁ホームページ「社会保障・税番号制度<マイナンバー>」をご覧ください。

国税庁 マイナンバー 🔍



国税局・税務署